

(証券コード1518)
平成25年5月30日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号

三井松島産業株式会社
代表取締役社長 串 間 新一郎

第157回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第157期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第157期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 定時株主総会招集ご通知添付書類である事業報告に記載すべき事項の一部につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>）に掲載しておりますので、法令および定款の規定により添付書類には記載していません。詳細は23ページをご参照願います。
 3. 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては雇用状況の好転や株価の上昇を背景に緩やかな成長を続けましたが、欧州域内では債務危機回避に向けた緊縮財政の影響もありマイナス成長が継続し、中国を中心とする新興国についても欧州債務危機の余波から成長率が伸び悩むなど、全般的に低調なまま推移いたしました。

またわが国経済は、新政権による経済政策の期待などから為替の円安基調への転換や株価の上昇など景気回復の兆しがみられるものの、依然としてデフレ状況は継続しており、実体経済の復調は不透明な状況のまま推移いたしました。

このような経済情勢の中、当社グループにおきましては、燃料事業において世界の石炭需給の緩和による石炭価格の下落および販売数量の減少により、売上高は840億9百万円（前期比140億53百万円減収）となり、営業利益は、上記の売上高の減少およびリデル炭鉱の操業コストが増加したことなどにより38億20百万円（前期比24億70百万円減益）となりました。

また経常利益につきましては、41億8百万円（前期比24億68百万円減益）となり、前期にありましたような投資有価証券売却益（21億16百万円）などの多額の特別利益の計上がなく、また特別損失に投資有価証券評価損4億23百万円および固定資産減損損失3億44百万円など合計12億5百万円を計上したことなどから、当期純利益は16億99百万円（前期比31億80百万円減益）となりました。

なお、当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

ただし、次の事業別の概況における売上高は、連結消去前の金額であります。

【燃料（石炭販売）事業】

石炭価格の下落および国内鉄鋼生産の落ち込みにより販売数量が減少したことから、当連結会計年度における売上高は665億29百万円（前期比159億円減収）となり、販売数量の減少に加え一部銘柄の販売手数料の減少により38百万円の営業

損失（前期は98百万円の営業利益）となりました。

【燃料（石炭生産）事業】

前述の石炭需給の緩和による石炭価格の下落および販売数量の減少により、当連結会計年度における売上高は160億93百万円（前期比30億70百万円減収）となり、営業利益は、売上高の減少に加えリデル炭鉱の重機・選炭工場のメンテナンスの実施などにより操業コストが増加したことなどから42億48百万円（前期比26億32百万円減益）となりました。

【施設運営受託事業】

株式会社エムアンドエムサービスを当連結会計年度において子会社化したことに伴い新たに加わった事業であり、日本各地にて宿泊施設の運営および民間企業・地方自治体などが所有する保養所・研修所・その他施設などの運営受託事業を行っております。当連結会計年度における売上高は45億62百万円となり、営業利益は、のれん償却費1億円の計上により32百万円となりました。

【建機材事業】

取扱商品の集約および人員合理化を実施し収支改善を図ってまいりましたが、当連結会計年度における売上高は30億64百万円（前期比48百万円減収）となり、1億89百万円の営業損失（前期は1億23百万円の営業損失）となりました。

【不動産事業】

当連結会計年度における売上高は5億85百万円（前期比40百万円増収）となりましたが、15百万円の営業損失（前期は33百万円の営業利益）となりました。

【リサイクル・合金鉄事業】

A S R（廃自動車シュレッダーダスト）再資源化リサイクル事業および合金鉄製造事業を中心とした事業展開を進めてまいりました。しかしながら、合金鉄製造事業において、安定的な原材料の調達ができなかったことに加えて円高の進行やニッケル市況価格の下落により、収支改善の見通しが立たないことから、事業休止による人員合理化を実施いたしました。その結果、当連結会計年度における売上高は2億62百万円（前期比2億88百万円減収）となり、1億87百万円の営業損失（前期は5億94百万円の営業損失）となりました。

【その他事業】（海外派遣研修事業、スーパーマーケット事業、港湾事業、太陽光発電事業）

当連結会計年度における売上高は24億39百万円（前期比3億93百万円減収）と

なり、35百万円の営業損失（前期は22百万円の営業損失）となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 対処すべき課題

今後の経済の見通しといたしましては、米国経済の回復と中国経済の底打ちが世界経済を牽引することが期待されますが、欧州域内においては債務危機の再燃リスクを抱えた各国緊縮財政の影響も予想され、先行きの不透明感は払拭できないものと思われま

す。石炭需給につきましては、足元では世界最大の石炭消費国である中国の経済成長の伸びの鈍化や、米国におけるシェールガスの台頭などにより緩和傾向にあります。中長期的には新興国の経済成長を背景とした需要増を受けて、堅調に推移することが見込まれます。また、日本国内においても、石炭火力発電所の新增設に必要な環境アセスメントの手続きが緩和されたこともあり、長期的な石炭消費量の増加が期待されます。

このような環境の中、当社グループといたしましては、中核事業である石炭販売と石炭生産の燃料事業において、当社グループが持つ「長年の炭鉱経営で培った鉱山採掘の技術力」「海外炭鉱への投資活動を通じて培った企画・提案力」、更に「多業種に亘る優良需要家への販売力」の3つの優位性を駆使してより競争力のある新規石炭鉱山の開発を行い、更なる販売の拡大を目指します。また燃料事業への注力とあわせて、収益の安定化・多様化を図るために燃料事業以外の新規事業育成にも力を入れてまいります。

なお、当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

【燃料（石炭販売）事業】

当社グループの強みである優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開し、需要家への安定供給を行うとともに、顧客のニーズに対応するため海外炭の仕入ソースの拡大に注力いたします。あわせてエネルギー事業全般に目を向け、石炭とバイオマスをからめた事業の検討など新規事業の発掘に取り組んでまいります。

【燃料（石炭生産）事業】

新興国を中心に今後も石炭需要の増加が見込めることから、良質な石炭の安定供給へ向けて、引き続きリデル炭鉱の安定操業に努めてまいります。加えて、第二・第三の海外での自社権益炭鉱の育成に向けて、当連結会計年度中に投資を決定したインドネシアのGDM社を早期に安定収益源とすべく注力し、豪州のドイルスクリーク炭鉱の投資完遂に向けた作業を加速してまいります。

【施設運営受託事業】

当社グループの地盤である九州地区ほか日本各地での民間企業・地方自治体などが所有する保養所・研修所その他施設を対象とした運営受託事業の拡充を図ってまいります。また、あわせて株式会社エムアンドエムサービスが運営する宿泊施設のインターネット検索システム「お宿ねっと」を通じて、運営受託施設と利用者の拡大を進め、収益の柱とするべく育成してまいります。

【建機材事業】

当事業のおかれた激しく変化する市場の中で、ニーズを的確に掘り起こし、中でも採算性の高い商品の取扱いに努め、当期の黒字化を目指して取組んでまいります。

【不動産事業】

所有賃貸物件の入居率の向上およびコスト削減を図り収益力の確保に努めてまいります。また、将来の収益確保の観点から、現有賃貸資産の有効活用の検証を継続的に行い、低採算物件については、サービス付高齢者住宅への転用等を検討してまいります。

【リサイクル・合金鉄事業】

A S R再資源化リサイクル事業において収益力の強化に注力し、早期の黒字化を目指して取組んでまいります。

【その他事業】（海外派遣研修事業、スーパーマーケット事業、港湾事業、太陽光発電事業）

その他事業におきましては、既存事業の業績向上に引き続き努めるとともに、当連結会計年度に新たにスタートした太陽光発電事業については、現在稼働中の2MWのメガソーラーと、新たに建設中の第二期2MWメガソーラーを安定稼働させることに注力するとともに、引続き社有遊休地を活用した更なる再生可能エネルギー事業の展開に取組んでまいります。

当社グループは、本年1月に創業100周年を迎えました。次の100年を見据え、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会作りに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の様況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および借入金によって賄い、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の様況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は14億94百万円であり、主なものは燃料（石炭生産）事業におけるMITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. の重機増強など6億61百万円およびその他事業における合同会社津屋崎太陽光発電所No. 1の太陽光発電設備などの6億74百万円であります。

なお、設備投資の総額には、資産除去債務にかかる無形固定資産の増加額13億4百万円は含まれておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

会社名	株式の種類等	取得株式数 または持分割合
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	普通株式	340,000株
MMI Doyles Creek PTY. LTD.	普通株式	1株
株式会社エムアンドエムサービス	普通株式	330株
永田エンジニアリング株式会社	普通株式	400株
MMエナジー株式会社	普通株式	1,000株
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	持分	90%
PT Gerbang Daya Mandiri	普通株式	3,000株

(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第154期 (平成21年度)	第155期 (平成22年度)	第156期 (平成23年度)	第157期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	61,014	87,658	98,063	84,009
経 常 利 益(百万円)	5,250	2,553	6,577	4,108
当 期 純 利 益(百万円)	3,463	4,480	4,880	1,699
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	29.99	32.31	35.20	12.26
総 資 産(百万円)	48,983	49,022	46,178	56,280
純 資 産(百万円)	20,203	24,251	26,853	31,129
1 株 当 たり 純 資 産(円)	145.71	174.91	193.68	224.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第155期においては、固定資産の減損損失19億60百万円を計上したものの投資有価証券売却益49億89百万円を計上したことなどから、44億80百万円の当期純利益となりました。
4. 第156期においては、特別利益に投資有価証券売却益21億16百万円、特別損失に減損損失8億8百万円などを計上したことから、48億80百万円の当期純利益となりました。
5. 当連結会計年度につきましては、「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第154期 (平成21年度)	第155期 (平成22年度)	第156期 (平成23年度)	第157期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	48,405	77,699	85,535	69,155
経 常 利 益(百万円)	1,845	3,606	4,134	1,100
当 期 純 利 益(百万円)	1,398	230	2,884	73
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	12.11	1.66	20.80	0.53
総 資 産(百万円)	34,690	31,506	33,457	34,837
純 資 産(百万円)	17,678	17,209	19,645	19,658
1 株 当 たり 純 資 産(円)	127.50	124.12	141.69	141.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第155期においては、関係会社貸倒引当金繰入額30億29百万円などを特別損失として計上いたしましたことから、当期純利益は2億30百万円となりました。
4. 第156期においては、関係会社貸倒引当金繰入額7億5百万円などを特別損失として計上いたしましたことから、当期純利益は28億84百万円となりました。
5. 当事業年度においては、減損損失3億22百万円、関係会社事業損失2億65百万円などを特別損失に計上いたしましたことから、当期純利益は73百万円となりました。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況（平成25年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.	131百万A \$	100.0	石炭関連海外子会社の 統括・管理および海外 炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.	116百万A \$	100.0(100.0)	豪州リデル炭鉱の共同 開発事業
MMI コールテック株式会社	50百万円	100.0(100.0)	各種資源の調査および 石炭鉱山の操業管理
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US \$	100.0(100.0)	PT Gerbang Daya Mandiri の持株会社
MMI Doyles Creek PTY. LTD.	1A \$	100.0(100.0)	豪州ドイルスクリーク 炭鉱の共同開発事業
株式会社エムアンドエムサービス	30百万円	100.0	宿泊施設・保養所・研 修所等の運営受託事業
株式会社松島電機製作所	250百万円	100.0	電気・機械器具類の製 造販売
株式会社大島商事	10百万円	100.0	スーパーマーケットの 店舗運営
松島港湾運輸株式会社	20百万円	100.0	石炭の揚炭、荷役業務 の請負
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
池島アーバンマイン株式会社	80百万円	80.0	リサイクル業・合金鉄製造業
永田エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0	選別機等産業機械設備の設計・製作
MMエナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	10百万円	90.0 (90.0)	メガソーラーつやざきNo.1発電所の事業運営

- (注) 1. 出資比率の()は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。
2. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.、MMI コールテック株式会社、MMI Indonesia Investments PTY LTD. および MMI Doyles Creek PTY. LTD. は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. の完全子会社であります。
3. 平成24年5月15日に永田エンジニアリング株式会社の全株式を取得いたしました。
4. 平成24年7月2日にMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. はMMI Indonesia Investments PTY LTD. の全株式を取得いたしました。
5. 平成24年7月17日に株式会社エムアンドエムサービスの全株式を取得いたしました。
6. 平成24年7月17日にMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. の出資によりMMI Doyles Creek PTY. LTD. を設立いたしました。
7. 平成24年8月1日にMMエナジー株式会社を設立いたしました。
8. 平成24年9月7日にMMエナジー株式会社の出資により合同会社津屋崎太陽光発電所No.1を設立いたしました。

③ 関連会社の状況 (平成25年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
(持分法適用関連会社) PT Gerbang Daya Mandiri	10,000百万ルピア	30.0(30.0)	インドネシアにおける石炭の生産・販売

- (注) 1. 出資比率の()は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。
2. 平成24年7月2日付でMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. がPT Gerbang Daya Mandiriの株式30%を保有するMMI Indonesia Investments PTY LTD. の全株式を取得したことに伴い、同日付で持分法適用会社といたしました。

(11) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

事業部門	事業内容
燃料（石炭販売）事業	石炭の販売
燃料（石炭生産）事業	石炭の生産、資源開発のコンサルタント業
施設運営受託事業	宿泊施設の運営、保養所・研修所等の運営受託事業
建機材事業	建材商品の販売、機器類の製造・仕入販売、機械部品の製作・修理請負、選別機等産業機械設備の設計・製作
不動産事業	賃貸ビル、マンションなどの賃貸業
リサイクル・合金鉄事業	リサイクル業、合金鉄製造業
その他事業	産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業（炭鉱技術移転事業） 食料品・日用品の販売等 揚炭業、倉庫業 太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業

(12) 主要な事業所（平成25年3月31日現在）

当 社	本 店	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
	営業拠点	東京支社（東京都中央区）
子 会 社	海 外	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.（オーストラリア） MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.（オーストラリア）
	国 内	株式会社エムアンドエムサービス：本社（大阪府大阪市） ※登記上の本店所在地（奈良県生駒郡） 東京事務所（東京都中央区） 株式会社松島電機製作所：本店（長崎県西海市） 大島工場（長崎県西海市） 佐世保工場（長崎県佐世保市）

(13) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
693名	258名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員352名）は含んでおりません。
2. 従業員数が当連結会計年度において258名増加していますが、主として平成24年7月17日付で、株式会社エムアンドエムサービスを子会社化したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名	2名増	43.5才	12.4年

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員3名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	4,312
株式会社 三井住友銀行	2,434
株式会社 親和銀行	1,203
三井住友信託銀行株式会社	605
三菱UFJ信託銀行株式会社	514
株式会社 みずほ銀行	470
株式会社 みずほコーポレート銀行	432
株式会社 西日本シティ銀行	310

- (注) 1. 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。
2. 平成25年4月1日付で独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務の一部が、独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管されたことに伴い、当社の借入先も独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構に変更となりました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株 式 数

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
② 発行済株式の総数 138,677,572株（うち自己株式27,782株）

(2) 株 主 数 14,273名（前期末比 989名増）

(3) 大 株 主

大株主の状況（上位11名）は次のとおりです。

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	6,505	4.69
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.39
株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.36
株 式 会 社 S B I 証 券	3,092	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,900	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,536	1.83
松 井 証 券 株 式 会 社	2,193	1.58
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,600	1.15
メロンバンク エグゼーグズ エージェント フォー イット クライアント メロン オムニバス コミュニケーション	1,576	1.14
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,500	1.08
九 州 電 力 株 式 会 社	1,500	1.08

（注） 持株比率は自己株式（27,782株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
串間 新一郎	代表取締役社長 社長執行役員	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. CEO
柴崎 則之	取締役執行役員 営業部門統括 建機材事業部長 不動産事業部担当 東京支社長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 代表取締役会長
天野 常雄	取締役執行役員 燃料・エネルギー事業部長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. COO
小柳 慎司	取締役執行役員 経営企画部長 国内関連業務部長 海外業務部担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役
篠原 俊	取締役	公認会計士篠原俊事務所代表 篠原・植田税理士法人 代表社員 株式会社ベスト電器 監査役(社外) 福岡リート投資法人 監督役員 日本公認会計士協会 常務理事 日本公認会計士協会北部九州会 会長
松川 隆一	常勤監査役	
荒木 隆繁	常勤監査役	
長門 博之	監査役	長門博之法律事務所代表 大石産業株式会社 監査役(社外) 不二精機株式会社 監査役 福岡県弁護士協同組合 理事

- (注) 1. 取締役 篠原俊氏は、社外取締役であります。
 なお、同氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 荒木隆繁、長門博之の両氏は、社外監査役であります。
 なお、両氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 平成24年7月17日付で株式会社エムアンドエムサービスを子会社化したことにより、取締役柴崎則之氏は同社の代表取締役会長、取締役小柳慎司氏は同社の取締役に就任いたしました。
4. 平成25年3月14日付で、監査役長門博之氏は不二精機株式会社の監査役に就任いたしました。
5. 平成25年4月1日付で、以下のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏名	地位および担当	
	変更後	変更前
柴崎 則之	取締役 専務執行役員 建機材事業部長 東京支社長	取締役 専務執行役員 営業部門統括 建機材事業部長 不動産事業部担当 東京支社長
天野 常雄	取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当	取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長
小柳 慎司	取締役 常務執行役員 経営企画部担当 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当	取締役 常務執行役員 経営企画部長 国内関連業務部長 海外業務部担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	162百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	38百万円 (22百万円)
計	8名	201百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額17百万円であります。
 (昭和62年6月26日開催の第131回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。
 (平成6年6月29日開催の第138回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・篠原俊氏は、公認会計士篠原俊事務所および篠原・植田税理士法人を経営する公認会計士、税理士であり、また株式会社ベスト電器の社外監査役および福岡リート投資法人の監督役員を兼務しておりますが、それらすべての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。また篠原俊氏は以下の公職についております。

日本公認会計士協会／常務理事

日本公認会計士協会北部九州会／会長

- ・長門博之氏は、長門博之法律事務所を経営する弁護士であり、大石産業株式会社の社外監査役および不二精機株式会社の監査役を兼務しております。それらすべての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。また長門博之氏は以下の公職についております。

福岡県弁護士協同組合／理事

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	篠原 俊	当期開催の取締役会15回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	荒木 隆 繁	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また当期開催の監査役会12回のうち全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの発言を行っております。
社外監査役	長門 博 之	当期開催の取締役会15回のうち13回に出席し、また当期開催の監査役会12回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とも8百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

62,045千円

- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

53,000千円

- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

53,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務調査（デューデリジェンス）業務」等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、3ヶ月に1回以上これを開催することを原則に、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社は、当社グループが直面する、あるいは将来発生する可能性のリスクを識別し組織的かつ適切な予防策を講じるためにリスク管理規程を定め、運用する。
- ii 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各部署において検討の上、経営会議並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- iii 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各部門における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
- iv 内部監査室はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた部署は、是

正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化および効率化を目的に執行役員制度を導入する。
 - ii 当社には意思決定機関として取締役会のほか、執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を移譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
 - iii 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制
 - i 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルに基づき、全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
 - ii 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容ならびに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を確立する。
 - iii コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
 - iv 内部監査室は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - i 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社から子会社への指導および子会社から当社への報告を行うための窓口として、当社に国内関連業務部および海外業務部を設置する。
 - ii 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社および子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。
 - iii 当会社の内部監査室は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の

内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署および取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。

- iv 当社および子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役からの要請により、必要な期間、監査役職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査役会の同意を必要とする。
 - ii 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとする。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - i 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ii 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役および内部監査室またはこれに相当する部署の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回覧の義務付け
- ⑩ その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（監査役会が臨時に必要と判断する場合は、別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品

取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、日々の事業活動を通じて企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより社会の発展に貢献することを目指しております。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、株主価値を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値、株主価値が毀損されるおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等もあります。

当社はこうした事情に鑑み、当社株式に対する買付けが行われる際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付け者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に反する買付け行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、大正2年(1913年)に長崎県松島において国内炭生産会社として創業以来、100年に亘り石炭を事業の中心として歩んでまいりました。今後も石炭需要の拡大が見込めることから、当社グループの海外事業統括会社である三井松島インターナショナル社を核として燃料事業の拡充を図り、引き続き石炭の安定供給に努めてまいります。

また、燃料事業の拡充とあわせて、民間企業・地方自治体等が所有する宿泊施設・保養所・研修所などの運営受託を行う施設運営受託事業や、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電事業など、収益源の安定化・多様化を図るために新規事業の育成・拡大を積極的に進めてまいります。

このような当社の事業戦略は、財務体質の強化を図りつつ、企業業績の拡大を目標とするものであり、企業価値の向上ひいては株主価値の向上に大きく貢献するものと確信しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本施策」といいます。)の導入について、本施策

の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会ならびに平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルートを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより「株式会社への支配に関する基本方針」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要

な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

事業報告作成後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当期の期末配当金について

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、当期の期末配当を前記の基本方針に基づく普通配当4円に加えて、創業100周年の記念配当1円を実施することを次のとおり決議いたしました。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその金額
当社の普通株式1株につき金5円
(普通配当4円、創業100周年記念配当1円)
配当総額 693,248,950円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月24日

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,311	流 動 負 債	12,746
現金及び預金	12,212	買掛金	4,126
受取手形及び売掛金	5,516	短期借入金	4,709
商品及び製品	581	1年内償還予定社債	125
仕掛品	221	未払法人税等	675
原材料及び貯蔵品	315	賞与引当金	125
その他	1,462	ポイント引当金	56
貸倒引当金	△0	その他	2,928
		固 定 負 債	12,404
固 定 資 産	35,968	社債	232
有 形 固 定 資 産	27,864	長期借入金	6,773
建物及び構築物	4,197	再評価に係る繰延税金負債	284
機械装置及び運搬具	10,315	繰延税金負債	2,184
土地	13,018	退職給付引当金	272
その他	331	資産除去債務	2,015
無 形 固 定 資 産	5,274	その他	641
のれん	2,312	負 債 合 計	25,151
その他	2,962	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,830	株 主 資 本	29,444
投資有価証券	2,632	資本金	8,571
その他	422	資本剰余金	6,219
貸倒引当金	△225	利益剰余金	14,657
		自己株式	△4
繰 延 資 産	0	その他の包括利益累計額	1,683
社債発行費	0	その他有価証券評価差額金	519
		繰延ヘッジ損益	114
		土地再評価差額金	6
		為替換算調整勘定	1,043
		少数株主持分	0
資 産 合 計	56,280	純 資 産 合 計	31,129
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	56,280

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	84,009
売上原価	76,691
売上総利益	7,317
販売費及び一般管理費	3,497
営業利益	3,820
営業外収益	
受取利息	268
受取配当金	29
為替差益	93
持分法による投資利益	23
その他	95
営業外費用	
支払利息	145
コミットメントファイ	10
その他	65
経常利益	4,108
特別利益	
固定資産売却益	29
投資有価証券売却益	11
補助金収入	134
特別損失	
投資有価証券評価損失	423
減損損失	344
固定資産圧縮損失	124
補助償損	60
事業休止関連損失	122
その他	129
税金等調整前当期純利益	3,078
法人税、住民税及び事業税	1,279
法人税等調整額	99
少数株主損益調整前当期純利益	1,699
少数株主損失(△)	△0
当期純利益	1,699

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	8,571	6,219	13,430	△4	28,217
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△554		△554
当期純利益			1,699		1,699
土地再評価差額金の取崩			82		82
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,227	△0	1,227
平成25年3月31日残高	8,571	6,219	14,657	△4	29,444

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成24年4月1日残高	18	12	92	△1,488	△1,364	-	26,853
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△554
当期純利益							1,699
土地再評価差額金の取崩			△82		△82		-
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	500	101	△2	2,531	3,130	0	3,131
連結会計年度中の変動額合計	500	101	△85	2,531	3,047	0	4,276
平成25年3月31日残高	519	114	6	1,043	1,683	0	31,129

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.、MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.、株式会社エムアンドエムサービス、株式会社松島電機製作所であります。

なお、当連結会計年度において永田エンジニアリング株式会社（平成24年5月15日付株式取得）、MMI Indonesia Investments PTY LTD.（平成24年7月2日付株式取得）、株式会社エムアンドエムサービス（平成24年7月17日付株式取得）及びMMI Doyles Creek PTY. LTD.（平成24年7月17日付設立）、MMエナジー株式会社（平成24年8月1日付設立）及び合同会社津屋崎太陽光発電所No.1（平成24年9月7日付設立）を連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社名は、PT Gerbang Daya Mandiriであります。

当連結会計年度において連結子会社MMI Indonesia Investments PTY LTD. が株式の30%を保有するPT Gerbang Daya Mandiriを持分法の適用範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.、MITSUI MATSUSHIMA

AUSTRALIA PTY. LTD.、MMI コールテック株式会社、MMI Indonesia Investments PTY LTD. 並びにMMI Doyles Creek PTY. LTD. の決算日は、平成24年12月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ …………… 時価法

(ハ) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品……………主として売価還元原価法

製品……………主として総平均法による原価法

原材料、仕掛品、貯蔵品……………移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については、主として定額法によっております。その他の有形固定資産については、主として定率法によっております。また、連結子会社の保有する機械装置及び器具備品の一部については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………3～50年

機械装置及び運搬具…3～17年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

(施設運営受託事業に係る一部固定資産の会計処理について)

株式会社エムアンドエムサービス（施設運営受託事業）において計上されている固定資産のうち1,595百万円につきましては、紀南中核的交流施設整備事業を行うため三重県及び地元市町から財政支援を受け、全額補助金（10年分割）により取得した施設であり、同社は当該施設を管理運営することを事業としております。

当該施設の管理運営という経済実態を勘案し、受領する補助金は補助金収入として特別利益に計上するとともに、対応する固定資産は減価償却を行わず固定資産圧縮損を特別損失として計上しております。

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ)ポイント引当金

顧客に対して発行したポイントの使用により将来発生する費用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(二) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく退職一時金にかかる当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたる定額法により償却しております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び金利キャップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利変動リスクを軽減するため、その一部について変動金利を固定化する金利スワップ、金利キャップ取引をヘッジ手段として用いております。

また、外貨建金銭債権の為替変動リスクを軽減するため、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジ又は為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関性があることを確認し、有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ及び金利キャップについては、有効性の評価を省略しております。

(ハ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(二) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件毎に投資効果が見込まれる期間を見積り、20年以内の合理的な年数により均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合には、発生時に一括償却しております。

(ホ) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 社債及び借入金に対する担保差入資産

建物及び構築物	405百万円
土地	5,414百万円
計	5,820百万円
担保付債務	
短期借入金	310百万円
1年内償還予定社債	75百万円
社債	232百万円
長期借入金	5,238百万円(1年内返済予定額637百万円含む)
計	5,855百万円

② 営業取引等の保証に供している担保差入資産

現金及び預金	1,162百万円
投資有価証券	14百万円
計	1,177百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、10,828百万円であります。

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日……平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回った差額
…… 662百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途・種類	種類	金額 (百万円)
「倉庫施設」 (福岡市中央区)	土地	9
「遊休資産」 (長崎県西海市他)	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 土地、その他	334
計		344

(経緯)

上記「倉庫施設(福岡県中央区)」については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

「遊休資産(長崎県西海市他)」については、その将来の用途が定まっていないことから帳

簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業別を基本にグルーピングを行っております。ただし、施設運営受託事業、不動産事業、建機材事業の一部及び遊休資産についてはそれぞれの個別物件別を、その他事業のうちスーパーマーケット事業については店舗別を基本単位として取り扱っております。

(回収可能価額及び算定方法等)

正味売却価額（主として不動産鑑定評価額により評価）

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 138,677,572株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

(イ) 配当金の総額 554百万円

(ロ) 1株当たり配当額 4円

(ハ) 基準日 平成24年3月31日

(ニ) 効力発生日 平成24年6月25日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、債権については為替変動リスク、借入金については金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク、外貨建ての株式についてはそれに加え為替の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引等）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、1.連結計算書類作成のための基本

となる重要な事項に関する注記(5)⑤(ロ)重要なヘッジ会計の方法を参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、(2)(注1)の「デリバティブ取引」における契約金額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	12,212	12,212	—
② 受取手形及び売掛金	5,516	5,516	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	1,748	1,748	—
資産計	19,477	19,477	—
① 買掛金	4,126	4,126	—
② 短期借入金	4,709	4,755	45
③ 1年内償還予定社債	125	125	0
④ 未払法人税等	675	675	—
⑤ 社債	232	227	△4
⑥ 長期借入金	6,773	6,803	30
負債計	16,641	16,713	72
デリバティブ取引	163	163	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

負債

①買掛金、②短期借入金、並びに④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金に含まれる1年内返済長期借入金のうち固定金利によるものについては元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③1年内償還予定社債、⑤社債、並びに⑥長期借入金

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価
				1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 買建 豪ドル (米ドル売)	売掛金	3,892	—	163
合計			3,892	—	(注)

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価
				1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,233	584	(注)
金利キャップの特例処理	金利キャップ取引	短期借入金	21	—	(注)

(注) 金利スワップ及び金利キャップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該短期借入金及び長期借入金の時価に含めて記載しております。(「負債②短期借入金」、「負債⑥長期借入金」参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額412百万円)及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額470百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,049	1,162	—	—
受取手形及び売掛金	5,516	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	—	—	14	—
合計	16,566	1,162	14	—

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	125	75	65	47	21	24
長期借入金	2,316	1,743	1,164	836	805	2,223
合計	2,441	1,818	1,229	883	826	2,247

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）、賃貸用のマンション（土地を含む。）及び遊休不動産を有しております。

平成25年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は315百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上。）、減損損失は322百万円（特別損失に計上。）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
13,163	13,582

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 企業結合等に関する注記

当社は、平成24年6月15日の取締役会において、株式会社エムアンドエムサービスの全株式を取得し子会社化する決議を行い、平成24年7月17日に株式譲渡契約を締結し全株式を取得しました。

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社エムアンドエムサービス
事業の内容	宿泊施設の運営 保養所・迎賓館・研修所の運営受託事業

- ② 企業結合を行った主な理由
株式会社エムアンドエムサービスは、日本各地にて宿泊施設の運営並びに民間企業及び地方自治体等が所有する保養所、研修所及びその他施設などの運営受託事業を展開しております。
この特色ある事業展開を活かし、その後は当社グループの地盤である九州地区での運営受託事業を推進し、当社既存事業の不動産事業などとの相乗効果も発揮させることにより、当社グループの収益安定化及び多様化に貢献する事業として育成してまいります。
- ③ 企業結合日
平成24年7月17日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とした株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 企業取得を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
平成24年7月1日から平成25年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 1,650百万円 |
| 取得に直接要した費用 | アドバイザー費用等 | 61百万円 |
| 取得原価 | | 1,711百万円 |
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
1,334百万円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。
- ③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

当社は、平成24年6月15日の取締役会において、連結子会社MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. を通じ、インドネシアの石炭生産・販売会社PT Gerbang Daya Mandiriの株式30%を保有する豪州会社MMI Indonesia Investments PTY LTD. の全株式を取得する決議を行い、平成24年7月2日に株式譲渡契約を締結し全株式を取得しました。

(取得による企業結合)

- (1) 企業結合の概要
- ① 被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称 MMI Indonesia Investments PTY LTD.
事業の内容 持株会社（下記の共同支配企業を通じた石炭生産・販売）
- ② 企業結合を行った主な理由
当社グループの成長戦略の一環として、インドネシアにおいて有望な石炭資源の発掘とその権益確保を目的とし、PT Gerbang Daya Mandiri株式の30%を保有する同社の全株式を取得いたしました。

- ③ 企業結合日
平成24年 7月 2日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とした株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 企業取得を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
平成24年 7月 1日から平成24年12月31日まで
なお、被取得企業の決算日は12月31日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。
- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳
取得原価 18百万米ドル (1,430百万円)
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - ① 発生したのれん
12百万米ドル (1,013百万円)
 - ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。
 - ③ 償却方法及び償却期間
20年間にわたる均等償却

(共同支配企業の形成)

(1) 取引の概要

- ① 企業の名称及びその事業の内容
企業の名称 PT Gerbang Daya Mandiri
事業の内容 露天掘りによる一般炭の生産・販売
露天掘りによる石炭生産：年間0.4百万トン
坑内掘り埋蔵量：約200百万トン

- ② 企業結合日
平成24年 7月 2日

- ③ 企業結合の法的形式
株式取得

- ④ 結合後企業の名称
名称に変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

PT Gerbang Daya Mandiriは、インドネシアの東カリマンタン州サマリダに位置し、現在、露天掘りによる年産約0.4百万トンの石炭(一般炭)の生産を行っております。また、同社鉱区内においてボーリング探査調査を行った結果、坑内掘りにより生産可能な埋蔵量約200百万トンが確認され、当社グループが長年に亘り国内炭鉱の操業を通じて培ってきた坑内掘り技術ノウハウを活かし、同国では初めてとなる機械化採炭方式による大規模坑内掘り開発を行うことで、操業コストの優位性も期待されます。

⑥ 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、その他株主3社との間で、PT Gerbang Daya Mandiriの共同支配投資企業となる株主間協定書を締結しております。また、その他の支配関係を示す一定の事実は存在していません。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共同支配企業の形成として処理しております。

なお、この企業結合の結果、PT Gerbang Daya Mandiriは当社の持分法適用関連会社となっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	224円52銭
1株当たり当期純利益	12円26銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		5,775	流 動 負 債		7,653
現金及び預金	金	1,356	買掛金	金	2,634
受取手形	形	336	短期借入金	金	1,902
売掛金	金	3,445	1年内返済予定長期借入金		2,038
前払費用	用	221	1年内償還予定社債		50
未収入金	金	75	リース債		6
その他貸倒引当金	他	314	未払費用	金	402
		25	未払法人税等	金	53
		△0	繰延税金負債		24
			繰延税金負債	金	27
			繰前受り	金	89
			繰前受り	金	424
固 定 資 産		29,061	固 定 負 債		7,525
有 形 固 定 資 産		15,260	長期借入金	金	5,060
建物	物	2,126	長期未払金		297
構築物	物	91	再評価に係る繰延税金負債		260
工具器具備品	品	86	繰延税金負債	金	1,518
土地	地	12,952	退職給付引当金		130
その他	他	3	関係会社事業損失引当金		97
無 形 固 定 資 産		116	受取保証金		161
ソフトウェア	ア	110	負 債 合 計		15,179
その他	他	6	純 資 産 の 部		
投 資 そ の 他 資 産		13,683	株 主 資 本		19,299
投資有価証券	券	1,495	資 本 金		8,571
関係会社株	株	12,036	資 本 剰 余 金		6,219
関係会社長期貸付金	金	3,703	資 本 準 備 金		6,219
関係会社長期未収入金	金	31	利 益 剰 余 金		4,512
その他貸倒引当金	他	377	利 益 準 備 金		460
		△3,959	そ の 他 利 益 剰 余 金		4,051
			固定資産圧縮積立	金	2,602
			別途積立	金	1,000
			繰越利益剰余金		449
繰 延 資 産		0	自 己 株 式		△4
社債発行費	費	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等		358
			その他有価証券評価差額金		512
			土地再評価差額金		△153
資 産 合 計		34,837	純 資 産 合 計		19,658
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		34,837

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高 価		69,155
売 上 原 価		67,585
売 上 総 利 益		1,570
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,778
営 業 損 失		208
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	1,407	
そ の 他 の 収 益	29	1,437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	87	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ	10	
そ の 他 の 費 用	30	128
経 常 利 益		1,100
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11	33
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	246	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	30	
減 損 損 失	322	
特 別 退 職 金	75	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	34	
関 係 会 社 事 業 損 失	265	
補 償 損 失	60	
そ の 他	28	1,063
税 引 前 当 期 純 利 益		70
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54	
法 人 税 等 調 整 額	△56	△2
当 期 純 利 益		73

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金				利 益 合 計		
		資 本 剰 余 金	資 本 準 備 金	利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成24年4月1日残高	8,571	6,219	460	2,621	1,000	829	4,911		△4	19,698
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△554	△554		△554
当期純利益							73	73		73
固定資産圧縮積立金の取崩				△19			19	－		－
土地再評価差額金の取崩							82	82		82
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△19	－	△379	△398	△398	△0	△398
平成25年3月31日残高	8,571	6,219	460	2,602	1,000	449	4,512		△4	19,299

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成24年4月1日残高	15	△68	△52	19,645
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△554
当期純利益				73
固定資産圧縮積立金の取崩				－
土地再評価差額金の取崩		△82	△82	－
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	497	△2	494	494
事業年度中の変動額合計	497	△85	411	12
平成25年3月31日残高	512	△153	358	19,658

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

燃料事業の商品……………個別法による原価法

建機材事業の商品……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。（但し、機械装置の一部については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく退職一時金にかかる当期末要支給額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社に対する債権金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたる定額法により償却しております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利変動リスクを軽減するため、その一部について変動金利を固定化する金利スワップ、金利キャップ取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジ又は為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ及び金利キャップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 借入金に対する担保差入資産

土 地 5,266百万円

担保付債務

長期借入金 4,312百万円（1年内返済予定額503百万円含む）

② 営業取引等の保証に供している担保差入資産

投資有価証券 14百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、4,503百万円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 0百万円

短期金銭債務 11百万円

(4) 取締役、監査役に対する金銭債務は、次のとおりであります。

長期金銭債務 3百万円

(5) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土

地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日……平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回った差額
…… 662百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	572百万円
仕入高	13百万円
販売費及び一般管理費	98百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金	1,384百万円
その他	274百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途・種類	種類	金額 (百万円)
「倉庫施設」 (福岡市中央区)	土地	9
「遊休資産」 (長崎県西海市他)	土地	312
計		322

(経緯)

上記「倉庫施設(福岡県中央区)」については、将来において、収益性の低下による投資額の回収が見込めなくなることが予想されることから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

「遊休資産(長崎県西海市他)」については、その将来の用途が定まっていないことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社は、事業部門別を基本にグルーピングを行っております。ただし、不動産事業部門及び遊休資産については、それぞれの個別物件別を基本単位として取り扱っております。

(回収可能価額及び算定方法等)

正味売却価額（主として不動産鑑定評価額により評価）

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 27,782株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	193百万円
投資有価証券評価損	208百万円
退職給付引当金	46百万円
貸倒引当金	1,217百万円
関係会社株式	284百万円
減損損失	223百万円
その他	296百万円
繰延税金資産小計	2,470百万円
評価性引当額	△2,470百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,426百万円
その他有価証券評価差額	△91百万円
その他	△27百万円
繰延税金負債合計	△1,545百万円
繰延税金負債の純額	△1,545百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.	オースト ラリア シドニー	131 百万A\$	海外 子会社 統括・ 管理等	所有 直接 100%	経営 指導 役員の 兼任	受取 配当金	1,384	—	—
子会社	池島 アーバン マイン㈱	長崎県 長崎市	80	リサイ クル業 合金鉄 の製造	所有 直接 80%	資金の 援助 役員の 兼任	資金 支援 (注2) 資金の 貸付 利息の 受取	265 — —	— 関係会社 長期 貸付金 (注3) 関係会社 長期 未収入金 (注3)	— 3,703 31

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

(注2) 当事業年度における運転資金及び合金鉄製造事業の休止に伴う必要資金を支援しており、関係会社事業損失として特別損失に計上しております。

(注3) 関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金に対し、同額の貸倒引当金を計上しております。また、同社に対し34百万円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	141円78銭
1株当たり当期純利益	0円53銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本野正紀 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野宏治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本野正紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中野宏治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 荒牧秀樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

三井松島産業株式会社 監査役会

常勤監査役	松川 隆一	ⓧ
常勤監査役（社外監査役）	荒木 隆繁	ⓧ
社外監査役	長門 博之	ⓧ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社および子会社の事業の現状に即して、事業目的の明確化を図るとともに、子会社を含めた事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ （条文省略）</p> <p>18. （新 設） （新 設）</p> <p>19. （条文省略） 20. （条文省略）</p>	<p>（目的） 第2条 （現行どおり）</p> <p>1. ～ （現行どおり）</p> <p>18. <u>19. 保養所、迎賓館、研修所の運営受託事業</u></p> <p><u>20. 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務</u></p> <p>21. （現行どおり） <u>22. （現行どおり）</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">くしま しんいちろう 串 間 新 一 郎 (昭和26年6月4日)</p>	<p>昭和50年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成7年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 平成11年10月 同行鹿児島支店長 平成16年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 平成17年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年4月 当社取締役 副社長執行役員 平成20年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. CEO</p>	39,000株
2	<p style="text-align: center;">しばさき のりゆき 柴 崎 則 之 (昭和28年3月3日)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成13年4月 当社燃料・エネルギー事業部 燃料部長 平成14年4月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部 燃料部長 平成15年7月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成17年6月 当社常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成20年4月 当社専務執行役員 東京支社長兼燃料・エネルギー事業部長 平成21年6月 当社取締役 専務執行役員 営業部門統括 建機材事業部長 東京支社長 平成23年4月 当社取締役 専務執行役員 営業部門統括 建機材事業部長 不動産事業部担当 東京支社長 平成25年4月 当社取締役 専務執行役員 建機材事業部長 東京支社長（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 代表取締役会長</p>	19,000株

候補者の 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
3	あまの つねお 天 野 常 雄 (昭和33年7月8日)	昭和56年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社 平成13年4月 同社原料部担当部長 平成16年1月 コーニンク・インターナショナル株式会社入社 光通信システム営業部長 平成20年8月 当社入社 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 出向 平成21年6月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. COO	13,000株
4	こやなぎ しんじ 小 柳 慎 司 (昭和33年9月19日)	昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社社長室長 平成18年6月 当社経営企画室長 平成19年6月 当社執行役員 経営企画室長兼海外業務部長 平成22年6月 当社常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年10月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 国内関連業務部長 海外業務部担当 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部担当 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 取締役	17,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
5	しのはら たかし 篠原 俊 (昭和29年12月7日)	昭和55年3月 公認会計士登録 昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設(現任) 昭和59年5月 税理士登録 平成22年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員(現任) 平成22年6月 当社取締役(社外)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ベスト電器 監査役(社外) 福岡リート投資法人 監督役員	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者篠原俊氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に対して、篠原俊氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 篠原俊氏は、その豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 篠原俊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
 - ③ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 篠原俊氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を遂行することができるかと判断する理由について
 篠原俊氏は、公認会計士、税理士としての高い見識を有しているため、社外取締役として客観的な視点から当社経営に対する監督を行うことができると判断します。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 篠原俊氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年であります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、篠原俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円または法令が規定する最低責任限度額の高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役松川隆一、長門博之の両氏は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	高田 義雄 (昭和31年4月16日)	昭和50年4月 三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社）入社 昭和56年10月 三井鉱山建材販売株式会社出向 昭和59年10月 当社入社 平成15年7月 当社財務・経理事業部 経理部長 平成18年6月 当社執行役員 経理部長兼内部監査室長 平成21年6月 当社常務執行役員 経理部長 情報システム部担当 平成25年4月 当社顧問（現任）	16,000株
2	野田部 哲也 (昭和33年8月10日)	平成3年4月 弁護士登録 平成9年4月 河野・野田部法律事務所開設（現任） 平成24年4月 福岡県弁護士会 常議員（現任） 日本司法支援センター 福岡地方事務所副所長（現任）	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者野田部哲也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に対して、野田部哲也氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について

- ① 野田部哲也氏につきましては、弁護士としての高い見識と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 野田部哲也氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ③ 野田部哲也氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 野田部哲也氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤ 野田部哲也氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

- (2) 社外監査役としての職務を遂行することができると判断する理由について
野田部哲也氏は、弁護士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
- (3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
野田部哲也氏は新任監査役候補者であります。
- (4) 社外監査役との責任限定契約について
野田部哲也氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額の高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

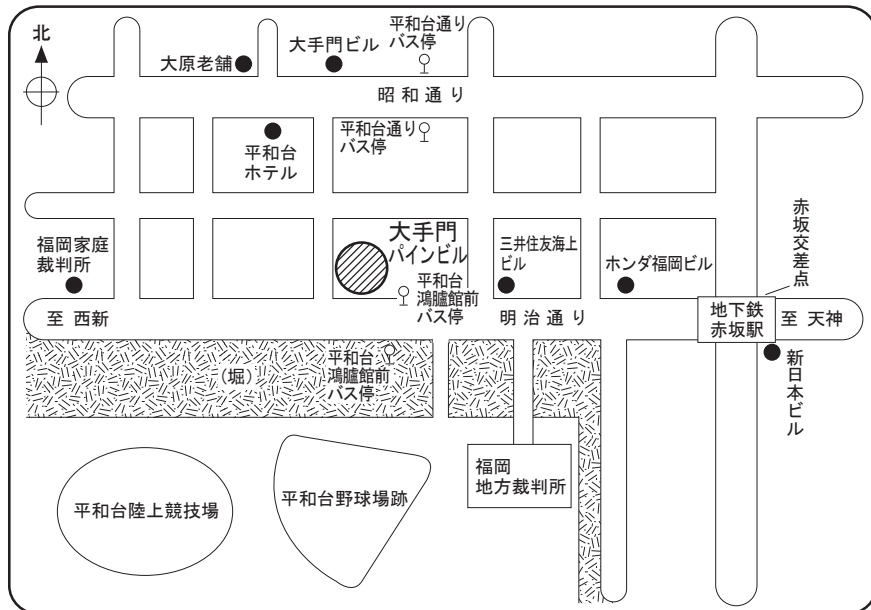
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
ながとひろゆき 長門博之 (昭和26年7月29日)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和61年4月 長門博之法律事務所開設（現任） 平成14年6月 当社監査役（現任） 平成22年6月 大石産業株式会社 社外監査役（現任） 平成25年3月 不二精機株式会社 監査役（現任）	10,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長門博之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 長門博之氏を補欠の社外監査役として選任する理由
長門博之氏は、弁護士の資格を有しており、また当社の社外監査役として監査業務に従事されたことから、その豊富な専門知識と経験を活かして社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものとして選任をお願いするものであります。
4. 長門博之氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額の高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市中央区大手門一丁目 1 番12号
大手門パインビル 2階 会議室



【交通】

- 西鉄バス 平和台鴻臚館前下車 徒歩1分
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

(お願い)

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。